

まちづくり・かわら版

平間・東地区のまちづくり情報誌

審議会委員選挙を実施します。

秋涼の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。今後も皆様とともに平間・東地区のまちづくりを進めていきますので、よろしくお願いいたします。

さて、平間・東地区の区画整理事業につきましては、9月25日から10月4日までの審議会委員選挙の立候補受付期間内に、**土地所有者が選挙すべき委員への立候補者数が定数(12人)をこえたため、10月27日に投票を行う旨の公告**を行いました。

また、借地権者が選挙すべき委員(定数1人)は、立候補者が1人であったため、投票を行わない旨の公告を行いました。



No. 18
平成14年10月15日

編集・発行
施行者：長崎市
(東長崎土地区画整理事務所)

投票日 **10月27日(日)**

投票時間 **午前7時から午後8時まで**

選挙場 **東長崎土地区画整理事務所 1階**

開票日時 **投票時間終了後、選挙場において即日開票**

※ 今回は、**土地所有者**が選挙すべき委員についての投票のみです。

ただし、10月24日(木)までに立候補の辞退等があり、定数をこえなくなった場合は投票を行いません。投票を行わなくなった場合は、事前にお知らせいたします。

「もくじ」

● 審議会委員選挙の立候補者です。	2ページ
● 投票に関する注意事項	3ページ
● 選挙場(案内図)	4ページ
● お問い合わせ先	4ページ



審議会委員選挙の立候補者です。

(10月15日公告)

1. 土地所有者が選挙すべき委員の候補者 23人 (定数12人)

氏 名

住 所

(届出順)



2. 借地権者が選挙すべき委員の候補者 1人（定数1人）

氏 名

住 所

（届出順）



この結果、借地権者が選挙すべき委員については候補者が定数をこえなかったため、投票は行われません。



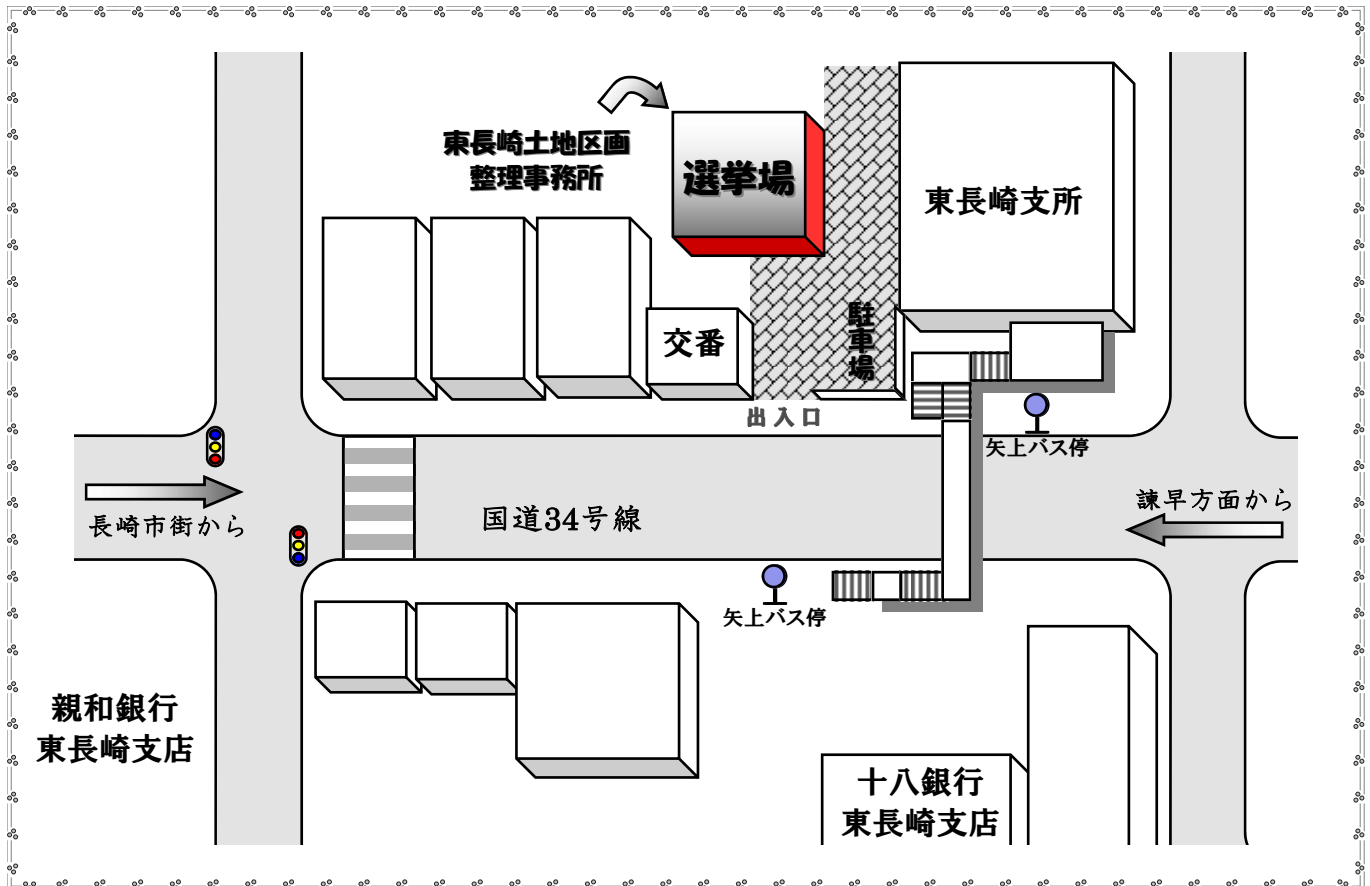
投票に関する注意事項

- 1 投票当日は、同封している**選挙場入場券を必ず持参**してください。
また、選挙場入場券をなくされた場合等は、再交付を受けることができます。投票当日、投票所の受付入場券係にお申し出ください。
- 2 投票当日は、必ず本人が選挙場におこしてください。
- 3 **代理投票、不在者投票はできません。**
- 4 **点字投票はできます。**
- 5 **土地の共有者**又は相続登記がされていない**土地の相続人等**が選挙人である場合は、代表者を1人定め、**代表者選任届(全員の印鑑証明書添付)**を当事務所に届け出た上で、代表者が投票してください。
この場合においては、土地所有者として選挙人名簿に記載されている共有者であっても代表者として選任することができます。
代表者選任届は、投票当日も受付いたします。
※ 該当される方には、用紙(代表者選任届)を同封しています。また、用紙は当事務所に用意してあります。
- 6 法人が選挙人である場合、**法人は必ず投票する者を指定**しなければなりません。
投票する者が代表権を有する者であっても必ず指定しなければなりません。
指定された者は、**選挙当日に指定書を提出**するとともに、指定された本人であることを証明するもの(運転免許書等)を提示してください。
※ 該当される法人には、用紙(指定書)を同封しています。また、用紙は当事務所に用意してあります。
- 7 次の場合は無効となります。
 - (1) 2人以上の候補者名を記載したもの
 - (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
 - (3) 候補者の氏名のほかに、他事を記載したもの
 - (4) 候補者の氏名を書かないもの

8 次の方は投票できません。

- (1) 選挙人名簿に記載されていない者
- (2) 選挙人名簿に記載された者であっても売買などにより選挙当日に所有権を有しない者

★ 選挙場(案内図)



投票当日、選挙場の駐車場はご利用いただけます。

しかしながら、駐車台数が限られているため、できる限り公共交通機関のご利用をお願いいたします。

なお、ご不明な点やその他ご質問等がございましたら、右記担当者までお気軽にお問い合わせください。

今後とも、平間・東地区土地区画整理事業に対するご理解、ご協力をお願いいたします。

編集・発行
施行者：長崎市
(東長崎土地区画整理事務所)

〒851-0133
長崎市矢上町247番地の5
担当 総務企画係 瀧上、内田
換地係 金原、樋口

お気軽にご相談ください。
電話 095(839)5381
FAX 095(837)1046